

3．豊後水道東沿岸における海岸保全基本計画の策定手法

3-1．豊後水道東沿岸における計画策定方針

当沿岸においては以下に示す3つの事項を考慮し、高知及び愛媛の両県で計画策定を行う。

< 計画策定にあたっての考慮事項 >

各県毎で、海岸保全基本計画策定に向けての着手時期及び検討工程が異なる。

同じ沿岸であっても、県域の違いにより、これまでの海岸整備の状況や地域の位置づけも異なり、また、今後の長期的な海岸保全の在り方、整備目標及び整備優先度の考え方も異なる。

総合計画、地域防災計画及び環境基本計画などの関連計画が県単位に独自性のある計画として定められている。

上記事項を考慮し、県単位で海岸保全基本計画を策定することとしたが、沿岸単位の基本計画として調整を図るため、共通の計画策定方針を定める。

以下に計画策定方針を示す。

< 計画策定方針 >

両県の「海岸保全基本計画検討委員会」に隣接県が出席し、また各委員会における事務局による連絡会議の開催により、連携を図ると共に両県の考え方を尊重しつつ、計画を策定する。

当計画においては、概ね20年の間に整備を行っていくべき海岸を対象とする。

両県共通の「豊後水道東沿岸の海岸保全に関する基本理念」を掲げ、この基本理念の基に各県毎に基本計画を策定する。

次頁に、豊後水道東沿岸に属する高知県及び愛媛県独自の計画策定方針を示す。

< 高知県における計画策定方針 >

「本基本計画」では、改正海岸法に従い、計画の対象範囲を以下のように定めるが、近い将来に海岸保全区域に指定される予定の海岸については対象範囲に含むこととした。また、自然的・社会的条件等の変化により、今後さらに対象範囲が拡大する可能性もある。

海岸保全施設の整備に関する事項 『海岸保全区域』を対象
その他、海岸の管理に関する事項 『海岸保全区域』及び『一般公共海岸区域』を対象

「本基本計画」の内容は、改正海岸法で定められている「定めるべき基本的な事項」に加え、沿岸・地域（ゾーン）・各海岸（海岸保全区域及び保全すべき区域の全ての海岸）毎に、めざすべき方向性・海岸保全への取り組み方針についても定めるものとする。

海岸整備事業としては、主に、高潮（津波）対策、侵食対策、環境整備、局部改良などの事業があり、これらの事業を導入していく必要のある海岸を「整備対象海岸」として抽出する。なお、優れた自然環境を有し、また、事業導入の必要性が極めて低いことから手を加えない海岸等については「整備対象海岸」の対象外とする。

「本基本計画」は、住民・各種団体・行政が一体となって「美しく、安全で、いきいきした海岸」づくりを進めていくための指針となるもので、計画策定後、各沿岸・各地域・海岸毎に地元住民・関係市町村・県等が協力し、めざすべき方向性に向け、できることから順次、取り組みを推進していくものである。

記載する施策等のうち、海岸管理者が直接対応することができないものについては、他の事業主体との調整を図ると共に地域住民との連携を図り、実現に努めることとする。

「本基本計画」で整備対象海岸毎に定める整備計画（整備しようとする施設の規模、種類、配置等）は、今後、事業の実施に際して必要となる詳細検討に向けた整備の方向性を示すものである。具体的な工法や構造、施設規模等については、詳細検討の段階において必要な調査、検討及び地元説明会等を経て決定するものとする。

「本基本計画」の計画期間は、今後概ね 20 年間とするが、自然的・社会的条件等の変化などにより、必要に応じて随時、見直しを図るものとする。

< 愛媛県における計画策定方針 >

「本基本計画」では、改正海岸法に従い、計画の対象範囲を以下のように定めるが、近い将来に海岸保全区域に指定される予定の海岸については対象範囲に含めることとした。また、自然的・社会的条件等の変化により、今後さらに対象範囲を変更する可能性もある。

海岸保全施設の整備に関する事項：『要海岸保全区域』を対象

その他、海岸の管理に関する事項：『要海岸保全区域』及び『一般公共海岸区域』を対象

「施設整備の必要性を検討する区域」（要海岸保全区域）は、海水または地盤の変動による被害から海岸を防護するための海岸保全施設の設置、行為の制限等の管理を行う必要があるとして、海岸保全区域の指定を行っている海岸（必要のないところは見直しにより廃止）とこれから同様の理由により指定を行うべき海岸である。したがって、海岸保全区域は全て対象となり、これから指定を行うべき海岸は、以下の選定項目に該当する海岸を現地調査、市町村意向調査、アンケート調査の結果等から判断する。

「施設整備の必要性を検討する区域」（要海岸保全区域）の選定要件

高潮・波浪・津波等から、背後の住宅、工場、公共施設、農地、農業施設等を守る必要がある区域。

侵食から、土地の消失やそれに起因する建物・公共施設等の倒壊を防ぐ必要がある区域。

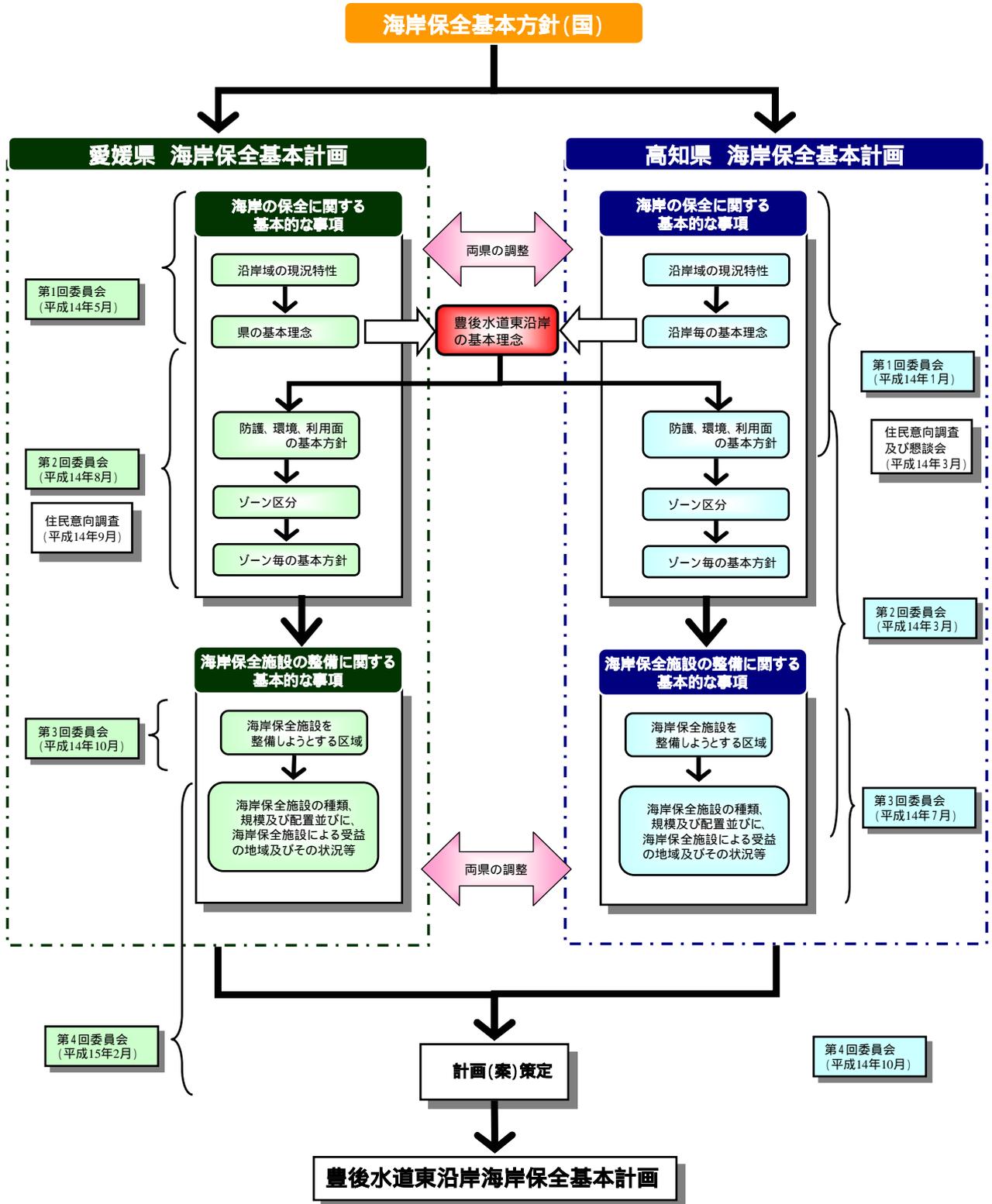
なお、この選定要件が該当しない海岸については、海岸保全施設整備は行わないものの、適切な海岸管理を行い、残すべき自然を守っていく。

「整備対象海岸」は、「施設整備の必要性を検討する区域」の海岸から、防護面における対策の必要性を優先項目とし、防護面における現況評価で整理した「高潮」、「侵食」、「施設改良」の必要性のランクにより判断し、概ね20年の間に整備を行っていくべき海岸として抽出する。ただし、自然的・社会的状況の変化などにより必要に応じて見直しを行うものとする。

抽出した「整備対象海岸」毎に整備計画を策定するが、ここに示す計画は今後の事業着手に伴う詳細検討（調査・計画・設計）の方向性を示すものである。

具体的な施設規模、構造及び工法等については、詳細設計段階で検討し、決定していく。

3-2 . 豊後水道東沿岸における計画策定フロー



計画策定フロー